

# 郵 送 請 求 の 方 法

## 1 戸籍謄本等郵送請求書

必要事項をすべて記入します。

書類に不備があった場合は、連絡しますので、必ず連絡先の電話番号を記入してください。  
(携帯番号も可)

## 2 手数料

ていがくこがわせ

郵便局で定額小為替をご購入ください。  
現金の場合は、現金書留でお願いします。

小為替には何も記入しないで下さい。  
発行日から6ヶ月以内のもの

相続などで手数料が不明の場合は、多めに同封いただければ、余った分は小為替でお返しします。

戸籍謄本・抄本	1通	450円
除籍謄本・改製原戸籍	1通	750円
戸籍の附票	1通	300円
身分証明書・独身証明書	1通	300円

※手数料は各市区町村により異なりますので  
あらかじめお問い合わせください。

\*お問い合わせいただいても何種類あるかを  
事前にお調べすることはできません。

## 3 本人確認書類

送付先の住所の確認できるものが必要  
個人からの請求の場合、住民登録地あてにしか送付できません。  
氏名、現住所、有効期限がわかるようにコピーをとって下さい

マイナンバーカードのマイナンバー、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は  
見えないようにマスキングしたうえで送りください。

## 4 返信用封筒+切手

送付先は3で確認できる請求者の住所(住民登録地)のみとなります。  
代理人が請求する場合は代理人の住所となります。

請求通数が多い場合、返信郵便料金が不明の場合は多めの切手を  
貼らずに同封してください。  
余った分はお返しします。  
相続等の請求で通数が多くなる場合は封筒も大きめのものを用意してください。

## 5 関係のわかる戸籍

[請求者]と[戸籍が必要な方]との関係が確認できる戸籍(コピー)を添付して下さい。  
ただし、請求する方が現在または以前、湯浅町に本籍があって、  
湯浅町の戸籍で関係が確認できる場合は不要です。

\*戸籍を請求できるのは戸籍に記載されている方とその配偶者、及び直系の血縁者の方です。

### 送付・問い合わせ先

〒643-0002  
和歌山県有田郡湯浅町  
青木668番地1

湯浅町役場 住民生活課  
住民係

0737-64-1102